

岩手県吹奏楽連盟会計細則

第 1 章 総 則

- 第 1 条** この細則は岩手県吹奏楽連盟（以下、県吹連）規約第17条～第19条および第20条に基づき会計事務の執行について定めるものである。
- 第 2 条** 会計事務は会長の指導のもと、理事長が管理し事務局長が担当する。
- 第 3 条** 予算書は理事長が作成し理事総会の議を経なければならない。
- 第 4 条** 収納した現金は確実な金融機関に預金し事務局長が保管する。通帳に使用する印鑑は県吹連公印とする。
- 第 5 条** 事務局長は予算書及び関係書類を照合し、その内容金額を適正時期に支出する。支払先から受領した領収証は厳重に保管し速やかに記帳処理を行うものとする。
- 第 6 条** 決算書は会計年度終了後 1 カ月以内に作成し、会計監査を受けた後、総会の承認を得なければならない。

第 2 章 旅 費

- 第 7 条** 本連盟の役員が業務遂行のための旅行に要する費用を旅費として支出する。旅費は交通費、宿泊費、現地経費からなる。
- 第 8 条** 旅費の支給対象となる役員は次のとおりとする。
① 県吹連規約第 7 条による役員。
② その他、会長から委嘱された役員。
- 第 9 条** 旅費の支給対象となる旅行は次のとおりとする。
① 県吹連規約第 6 条による事業を運営するための旅行。なお、吹奏楽コンクール、マーチングコンテスト、小学校バンドフェスティバル、アンサンブルコンテスト、指導者講習会等の旅費は、事業会計から支出する。
② 県吹連規約第11条による会議に出席するための旅行。
③ 支部・加盟団体の慶弔事・視察・打合せに本連盟を代表して出席するための旅行。
④ 全日吹連および東北吹連の事業等に本連盟を代表して出席するための旅行。
⑤ その他、会長が指定した旅行。
- 第10条** 旅費は最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の費用により算出する。
- 第11条** 交通費は J R 運賃を標準とし、旅行者の勤務地（勤務を要しない日においては居住地）を起点として目的地までの往復運賃を計算する。特に航空機などを用いる場合には会長の承認を必要とする。詳細は別表 1 の定めによる。
- 第12条** 宿泊費は複数日にまたがる必要がある場合で業務上必要と会長が認めた場合、別表 2 の定めにしたがって支給する。

- 第13条** 本連盟の業務遂行にかかわる役員の現地経費は別表 3 の定めによる。

第 3 章 手 当 ・ 会 議 費

- 第14条** 本連盟の事務局の業務手当は別表 4 の定めによる。
- 第15条** 会長が召集する会議の経費はこれを支出する。
- 第16条** 前条の会議が食事時間にかかる場合、別表 5 により食事を提供する。
- 第17条** 特別な記念行事、レセプションなどの食事はその都度会長が定める。

第 4 章 慶 弔 費 ・ 見 舞 金

- 第18条** 慶弔費・見舞金は社会儀礼上適当な範囲内で支出するものとする。
- 第19条**
2 弔事の香典は別表 6 の定めによる。
3 理事の二親等以内の親族について弔意を表することができる。
3 本連盟に功績のあった者については会長が別に定める。
4 本連盟と関係の深い諸団体の役員については会長が別に定める。
- 第20条** 顧問・役員・支部長が病気等で 2 週間以上療養したときの見舞金は別表 7 の定めによる。長期にわたる場合は会長が別に定める。

- 第21条** その他の慶事あるいは不慮による事故・災害についてはその都度、評議員会において協議する。

第 5 章 負 担 金

- 第22条** 県吹連が、全日本吹奏楽連盟東北支部（東北吹奏楽連盟）に納入する負担金は別表 8 の定めによる。
- 第23条** 県吹連が、全日本吹奏楽連盟に納入する負担金は別表 8 の定めによる。なお、納入は東北吹奏楽連盟を通じて行うものとする。

第 6 章 諸 費

- 第24条** 専門家に依頼する謝金は別表 9 の定めによる。
- 第25条** 本連盟を代表して全国大会に出場した場合、別表10により激励金をおくる。
- 第26条** 本連盟を代表して東北大会、全国大会に出場した団体に研究報告書を依頼した場合、報告書の作成者に別表11により研究費を補助する。
2 本連盟が主催する研究会の発表者に、別表11により研究費を補助する

第 7 章 事 業 会 計

- 第27条** 本連盟が主催する事業については、その都度予算書を作成し評議員会の議を経て執行する。予算書は事務局長が作成するものとする。

第28条 事業終了後は速やかに決算書を作成し、会計監査を受けた後、評議員会の承認を得なければならない。

第29条 本連盟が主催する事業に対して県吹連一般会計から、相当額の事業費を支出する。
2 県吹連の支部が主催する事業に対して、事業補助金を支出することができる。

第8章 運用金

第30条 本連盟の財政的基盤を確立して事業を有効に遂行するために運用金を設ける。

第31条 運用金はコンクール等の事業が不測の事態により実施不能に陥った場合に対処できる額まで積み立てる。

第32条 運用金は一般会計から適当額を支出し、確実な金融機関に預金し、事務局長が保管する。

第33条 運用金の運用は評議員会で協議・決定し業務を遂行する。

第34条 運用金は会計年度終了後に会計監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第9章 記念事業基金

第35条 本連盟が主催する記念事業を有効に推進するために記念事業基金を設けることができる。

第36条 記念事業基金は一般会計から適当額を支出し、確実な金融機関に預金し、事務局長が保管する。

第37条 記念事業とは次のものをいう。
① 本連盟創立年(昭和38年)から10周年ごとに開催する事業
② その他、評議員会で特に定めた事業

第38条 記念事業の実施内容については、評議員会で協議・決定する。
2 記念事業の実施にあたっては記念事業実行委員会を組織して業務を遂行するものとする。

第39条 記念事業基金は会計年度終了後に会計監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第10章 補 則

第40条 この細則は評議員会の議により改定することができる。

第11章 付 則

本細則は、平成10年2月18日より施行する。
本細則は、平成11年4月16日より施行する。
本細則は、平成14年5月11日より施行する。
本細則は、平成14年11月9日より施行する。
本細則は、平成16年11月13日より施行する。
本細則は、平成17年2月26日より施行する。
本細則は、平成17年4月16日より施行する。
本細則は、平成19年4月12日より施行する。
本細則は、平成25年4月14日より施行する。
本細則は、平成27年4月29日より施行する。

<別表1> (交 通 費)

普 通 乗 車 券	実 費
急行券・特急券・寝台券	実 費
グリーン券・航空券	実費(会長承認事項)
タクシー等(営業車)	実 費

<別表2> (宿 泊 費)

宿 泊 費	1 泊 10,000円
あらかじめ宿泊費が明示されている場合は実費	

<別表3> (現地経費)

岩 手 県 内 の 旅 行	日 額 1,500円
東 北 管 内 へ の 旅 行	日 額 3,000円
関東以遠および北海道への旅行	日 額 5,000円

<別表4> (業務手当)

事 務 局 手 当	月 額
	5,000円

<別表5> (食 事)

昼 食 (12時)	1,000円以内
夕 食 (18時)	1,000円以内

<別表6> (香 典)

対 象	香 典	弔電	供物
顧 問 ・ 役 員	10,000円	打電	供花
支 部 長 ・ 理 事	10,000円	打電	供花
上 記 の 配 偶 者	5,000円	打電	

<別表7> (見 舞 金)

顧 問 ・ 役 員 ・ 支 部 長	5,000円
-------------------	--------

<別表8> (負 担 金)

東北吹奏楽連盟負担金	1加盟団体当たり1,000円
全日本吹奏楽連盟負担金	1加盟団体当たり 500円

<別表9> (謝 金)

講 習 会 講 師	1日50,000円以内 (旅費・宿泊費別)
審 査 員	1日40,000円以内 (旅費・宿泊費別)

<別表10> (激 励 金)

吹 奏 楽 コ ン ク ル ー マーチングコンテスト 小学校バンドフェスティバル	1 団体 100,000円
アンサンブルコンテスト	1グループ 30,000円
東日本学校吹奏楽大会	1 団体 100,000円

<別表11> (研究費補助)

研 究 費 補 助	1 件 3,000円
研 究 発 表	1 件 10,000円

岩手県吹奏楽連盟表彰規定

第1条 (表彰の種類)

表彰は感謝状、表彰状の二種類とする。

第2条 (感謝状)

感謝状は次の各号の一つに該当する者について行う。

- 1 長年、岩手県吹奏楽連盟(以下、県吹連)の役員として尽力しその業績が顕著であり、役員を退任した者。
- 2 連盟の事業に協力し特別な功績があった者。
- 3 県吹連主催事業に招待団体などとして出場した団体

第3条 (表彰状)

表彰状は次の各号の一つに該当する者について行う。

- 1 長年連盟の役員として尽力した者で功労が認められた者。
- 2 吹奏楽に関する優れた作曲、編曲、演奏活動、技術研究、調査、論文などで特に認められた者。
- 3 県吹連事業において優れた演奏などを評価された者及び団体。
- 4 その他、吹奏楽の発展に尽くし他の規範として推奨すべき特別な業績が認められた者及び団体。

第4条 (評 定)

表彰の評定は評議員会の議を経て決定する。

第5条 (表彰基準)

表彰の基準は別表1、2に準じて行う。

第6条 (表彰様式)

表彰の授与者は県吹連会長とする。

第7条 表彰には副賞として記念品を贈ることができる。

第8条 (該当者の申請)

県吹連各支部は該当する者を毎年調査し、原則として11月の評議員会までに表彰申請書を提出するものとする。

第9条 表彰者は永久保存される表彰台帳に記載されるものとする。

第10条 この規定は評議員会の議により改定できる。

付記 本規定は、平成9年6月20日より施行する。
本規定は、平成10年2月18日より施行する。
本規定は、平成16年11月13日より施行する。

<別表1> (感謝状の基準)

会 長	2期(2年)以上で本連盟を退任した者
副 会 長	3期(3年)以上で本連盟を退任した者
理 事 長	3期(3年)以上で本連盟を退任した者
副 理 事 長	5期(5年)以上で本連盟を退任した者
事 務 局 長	(この役職間の異動は通算する)
事務局次長	
常 任 理 事	
評 議 員	
監 事	
支 部 長	3期(3年)以上で本連盟を退任した者
支 部 役 員	5期(5年)以上で本連盟を退任した者
理 事	6期(6年)以上で本連盟を退任した者
第2条2項	具体的事例について検討する

<別表2> (表彰状の基準)

県 役 員	10期(10年)以上、以下10年目ごと
支 部 役 員	
理 事	
第3条2項	具体的事例について検討する。
第3条3項	吹奏楽コンクール、マーチングコンテストで3年連続して県代表となった団体その他、具体的事例について検討する
第3条4項	定期演奏会10回目毎に主催する団体へ(当該団体の申し出による)その他、具体的事例について検討する